

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「国際航路標識機関条約」
著者 / 所属	正木佑里恵 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	35-36
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

国際航路標識機関条約

1. 国会提出の経緯

(1) 国際航路標識協会（IALA）の国際機関化

19 世紀以降、海上交通に関する国際協力を目的とする条約の締結や国際的な組織の設立がなされてきた。その中で、灯台・灯浮標（ブイ）等に代表される「航路標識」について世界的な取組を担う組織として 1957 年にフランスに設立された国際灯台協会は、1998 年に名称を「国際航路標識協会（IALA¹）」に改め、フランス国内法上の非営利団体として活動している。IALA は航路標識の改善等を通じた安全かつ能率的な船舶の移動の促進等を図っており、2021 年 1 月時点で 88 の国家会員、66 の準会員、154 の工業会員が加盟している。IALA は、水路図誌（海図等）の統一等を任務とする国際水路機関（IHO）と同様に諮問機関的な性格を有し、国際海事機関（IMO）において作成された、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）が IALA の勧告・指針を参照するように定めるなど、他の国際機関とも連携して活動している。

このような中、国家会員の増加やグローバル化に伴う航路標識の国際標準化の重要性等を背景に、IALA が条約（設立条約）に基づく国際機関に移行する必要性が認識されるようになった²。2014 年には IALA 総会において国際機関への移行に向けた決議が採択され、2017 年に条約の交渉が開始された。2020 年 2 月 28 日にはクアラルンプールで条約案が採択され、その後、パリで作成された条約は 2021 年 1 月 27 日から 1 年間、署名のため開放されることとなった³。

(2) 日本の航路標識分野における取組

日本は、1959 年に海上保安庁が IALA へ国家会員として加盟し、現在、3 団体・8 社がそれぞれ準会員・工業会員として加盟している。1975 年以降、日本は継続して理事の地位にあるほか、IALA で最も規模の大きい技術委員会である e-Navigation 委員会の議長を務めるなど、航路標識分野における指導的地位を確保してきた。また、日本は VHF データ交換システム（VDES）を始めとする船舶の無線機器の分野等で優位にあるとされ、政府は、今後も日本企業が有する技術の国際標準化を推進していくに当たっては、基準等を策定する際の意思決定への参加が重要であるとして機関設立時からの原加盟国となることを目指している。このような状況の下、2021 年 3 月 5 日、第 204 回国会（常会）において、「国際航路標識機関条約」（閣条第 10 号。以下「本条約」という。）が提出された。

¹ International Association of Marine Aids to Navigation and Lighthouse Authorities

² 2010 年にフランスが IALA を国際機関に移行する必要性を提案した。

³ 2021 年 3 月 17 日時点で批准等を終えた国はフランス、オランダ、シンガポールの 3 か国である。

2. 本条約の主な内容

本条約は、国際法に基づき政府間機関として「国際航路標識機関」（以下「機関」という。）を設立（IALAを国際機関化）し（第1条）、機関の目的として航路標識の改善等を通じた安全かつ能率的な船舶移動の促進等のために政府及び組織を協働させることを掲げる（第3条）。機関はその任務として、非義務的な基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を策定すること⁴、協議・情報交換を行うこと、加盟国等の間で業務上の支援等を促進することにより、国際協力を進展させること等が規定されている（第4条）。

また、機関の構成について、IALAにおいては、国家会員として1か国で2以上の当局が加盟する場合もあったのに対し（例：フランスはフランス及びニューカレドニアの当局、英国はイングランド、スコットランド及び英領バミューダの当局が加盟）、機関は「加盟国」、「準加盟国（自治地域等）」、「賛助加盟員（民間の企業・団体）」で構成されることとなった（第5条）。この整理により、加盟国とならないIALAの国家会員は機関の準加盟国となり、IALAの準会員・工業会員は機関の賛助加盟員となる⁵。

さらに、機関はその組織として、総会、理事会、機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織、事務局を有し、機関には議長国（総会及び理事会の議長となる。）及び副議長国を1か国ずつ置く（第6条）。総会の通常会期は3年ごとに1回開催され、機関の全般的な政策の決定等を行うほか、国・国際機関との協定の承認を行うこと等もその任務とされている（第7条）。理事会は少なくとも年1回会合し、議長国、副議長国及び23の他の加盟国で構成され、理事国の選出は総会の各通常会期に投票によって行う（第8条）。

また、機関の運営経費として各加盟国は分担金（各加盟国で同額）を支払い、準加盟国及び賛助加盟員は会費を支払う旨が定められている（第13条）。なお、日本はIALAに対しては、例えば2021年には17,160ユーロ（国家会員）、6,350ユーロ（工業会員）、3,070ユーロ（準会員）を拠出している。このほか、機関は国際法上の法人格を有すること、契約、不動産及び動産の取得、訴えの提起等を可能とすること、加盟国の領域において当該加盟国との協定に定める範囲内で特権及び免除を享受すること等についても規定されている（第14条）。なお、本条約にはいかなる留保も付することはできず（第16条）、本条約は30か国が批准等した90日後に発効し、効力発生後に批准等した国に関してはその30日後に効力を生ずることとなっている（第20条）。

まさき ゆりえ
(正木 佑里恵・外交防衛委員会調査室)

⁴ 委員会及び補助組織は「事業計画において特定された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書の作成・見直し」を行い（第9条）、理事会では「勧告、指針、手引その他の有用な文書」を承認し（第8条）、総会は「基準」を承認する旨が定められている（第7条）。総会及び理事会で決定を採択する方法としては、まずはコンセンサス方式をとり、この方式で採択できない場合には秘密投票により出席し、かつ投票する加盟国の3分の2以上の多数による議決で採択する旨が定められている（第11条）。

⁵ 準加盟国については、領域等の国際関係について責任を有する加盟国が当該領域等の準加盟国の地位を要請することができ、賛助加盟員の地位の申請については、申請者が活動等を行う加盟国により申請が審査されるよう、理事会は要求し、又は加盟国は要請することができる（第5条）。